

SESSION 2017

AGREGATION CONCOURS EXTERNE

Section : LANGUES VIVANTES ÉTRANGÈRES
LANGUE ET CULTURE JAPONAISES

COMMENTAIRE DE TEXTE EN LANGUE JAPONAISE

Durée : 7 heures

Documents autorisés : Dictionnaire Kôji-en, Iwanami, 1983, et rééditions; Dictionnaire Taishûkan kango shinjiten, Taishûkan, 2001, et rééditions.

L'usage de tout ouvrage de référence, de tout autre dictionnaire et de tout matériel électronique (y compris la calculatrice) est rigoureusement interdit.

Dans le cas où un(e) candidat(e) repère ce qui lui semble être une erreur d'énoncé, il (elle) le signale très lisiblement sur sa copie, propose la correction et poursuit l'épreuve en conséquence.

De même, si cela vous conduit à formuler une ou plusieurs hypothèses, il vous est demandé de la (ou les) mentionner explicitement.

NB : *La copie que vous rendrez ne devra, conformément au principe d'anonymat, comporter aucun signe distinctif, tel que nom, signature, origine, etc. Si le travail qui vous est demandé comporte notamment la rédaction d'un projet ou d'une note, vous devrez impérativement vous abstenir de signer ou de l'identifier.*

Tournez la page S.V.P.

日本語で次のテキストを解説してください。

Extrait de : 米本昌平、松原洋子、齋藤次郎、市野川容孝 (共著) 『優生学と人間社会 生命科学の世紀はどこへ向かうのか』、講談社現代新書、2000年

リプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念は、もともと産む・産まないの自己決定を主張する女性の運動から生まれたもので、人口抑制のために危険な方法による避妊や中絶、不妊手術を強いられているアジア・アフリカの女性を支援し、そうした状況をもたらした国連人口政策に反対する八〇年代のフェミニストの国際的運動を通じて、広まっていった。出生率を下げるための方法として、女性の社会的地位の向上を重視するようになった、国連側の方向転換もあって、一九九四年の国連国際人口・開発会議（カイロ会議）、さらに九五年の第四回世界女性会議（北京会議）で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性の性と生殖の自己決定の尊重をアピールするためのキーワードとして採用された。これを受けて、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が九六年一二月に決定した「男女共同参画二〇〇〇年プラン」では、女性の生涯にわたる健康対策と母子保健対策の機軸として、この概念を取り入れた。

一九九六年の母体保護法への改正の際にも、参議院厚生委員会で「(前略)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、女性の健康等に関わる施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること」という付帯決議がなされた。九六年の改正では優生条項削除が最優先とされたために、産む・産まないの自己決定を主張してきた女性たちにとっても、出生前診断や不妊治療の新技术に対応した中絶法を求める産婦人科医にとっても、母体保護法は不十分なものであったからである。

日母は、二〇〇〇年三月に母体保護法改正に向けた提言(女性の権利を配慮した母体保護法改正の問題点—多胎減数手術を含む)をまとめ、年内に法改正に動き出すとみられている。この提言では、妊娠二週までの中絶については産む・産まないは女性の自己決定に委ねるという立場をとっている点が注目される。ただし、こうした立場と対立する刑法の堕胎罪の是非については、日母は言及していない。

産む・産まないの自己決定を主張する女性たちは、長年、堕胎罪が女性の権利の侵害であると批判してきた。一九九五年の北京会議では行動綱領のひとつとして、「違法な中絶を受けた女性に対する懲罰措置を含む法律の再検討を考慮すること」、すなわち堕胎罪の見直しが採択されている。母体保護法制定直後の九六年八月には、「からだ性と法律をつくる女の会」が発足し、堕胎罪や母体保護法に代わる法律や制度の検討をはじめた。

このように、九〇年代後半からリプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念を中心に、政府、産婦人科医、女性といった、さまざまな立場から女性の性と生殖の問題がとらえ直されることになった。しかし、その解釈には立場の違いによるズレがある。さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという理念自体も困難を抱えている。

まず、国際的には国連を舞台に、性と生殖の権利に制限を与えようとする、バチカンやイスラム系諸国勢力によるバックラッシュがみられる。また、欧米の人口学者の間には、リアプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づくカイロ人口行動計画は生殖の自由放任（レスセ・フェール）を許し、世界人口の安定化が果たせないのではないかという危惧もあるという。さらに国内では少子化対策の国策化を追い風にして、「生長の家」系の村上正邦議員が、二〇〇〇年二月一日に参議院本会議の代表質問において、母体保護法から「経済的理由」を削除すべきだとの持論を蒸し返した。このように、リアプロダクティブ・ヘルス/ライツは、公認されたとはいえ、その前途は多難である。

自己決定のジレンマ

このようなリアプロダクティブ・ヘルス/ライツをめぐる困難は、個人の権利と公共の利益の対立という旧来の図式で理解することができる。優生学もまた、公共の利益を名目に、個人が子孫を残す権利を侵害するものとみなされてきた。したがって、生殖の自己決定という原則は、優生学批判においても有効であった。

しかし、個人に対する医療サービスとして、人間の生殖過程に変更を加えるさまざまな先端医療技術が提供されつつある現在、自己決定に根ざした優生学、いわゆる「自発的な優生学」や「レスセ・フェール（放任主義）優生学」が問題となっている。

出生前診断によって胎児に何らかの障害や病気が認められたとき、その胎児を中絶する選択的中絶は、先進諸国では個人（母）の自己決定にもとづいて行われている。障害者の生存を困難にするさまざまな悪条件が現実にあるなかで、選択的中絶の自己決定を自由に行うことは原理的に不可能であることは言うまでもないが、それでも産む・産まないの判断は個人の責任に委ねられる。旧来の図式にあてはめれば、外部からの強制・指示・誘導がない、という前提が満足されている場合、選択的中絶は優生学的行為とはいえないことになる。さらに、将来、生殖細胞系列の遺伝子を操作し、人為的に遺伝子を組み換えた赤ん坊を得ることも、生殖の自己決定の範疇に含んでもよい、という議論も、専門家の間から出てきている（終章参照）。

しかし、選択的中絶が個別に行われた結果、出生前診断が可能な特定の病気や障害をもつ子どもの出生が激減する現象が、実際に起こっている。そのために、こうした病気や障害をもつて生まれてきた子どもたちは、「中絶を失敗した子ども」、「中絶を怠ったために生まれた子ども」という否定的なまなざしにさらされるとともに、専門医の減少などによって社会的支援が受けにくくなる恐れがある。イギリスの二分脊椎症患者のケースがこれにあたる。また、生殖細胞系列の遺伝子操作を容認すれば、病気の治療にとどまらず、親にとって望ましい性質を増進するように遺伝子を操作する可能性も出てくる。このように、自己決定の結果の集積が優生学的効果をもたらすことを、われわれは認識しておくなくてはならない。

これまで、国家や行政など制度による強制に対して個人の権利と自由を対置させるかたちで、優生学は批判されてきた。しかし、今後、「レスセ・フェール優生学」に歯止めをかけるために、何らかの制度的介入が必要となってくるだろう。

先端医療技術の採用によって、人類の生殖形態が生物学的レベルで激変し、生物種の境界、自然と人工物の境界、世代の境界を乗り越える可能性が、今後いつそう増大してくるだろう。遺伝医療と生殖技術が飛躍的に日常生活に浸透することが予想される二一世紀を、優生学史の第二世紀にしないという決意で迎えるためには、生殖の意味の変質を歴史的にあとづけ、生殖の権利についての新たなパラダイムを構築する必要がある。

INFORMATION AUX CANDIDATS

Vous trouverez ci-après les codes nécessaires vous permettant de compléter les rubriques figurant en en-tête de votre copie

Ces codes doivent être reportés sur chacune des copies que vous remettrez.

Concours	Section/option	Epreuve	Matière
EAE	0430A	102	2770